

大和市認知症1万人時代条例をここに公布する。

令和3年9月29日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第10号

### 大和市認知症1万人時代条例

認知症は、自分自身や家族、身近な人等誰もがなり得るものであり、誰にとっても他人事ではありません。しかし、認知症になったとしても、生活上の困難はあるものの、すぐに何も分からなくなるわけでも、その人自身が別の人になってしまうわけでもありません。認知症とともに生きる時間は、連続した人生の一部です。

私たちは、日頃から認知症に向き合い、将来を見据え当事者としての暮らし方や認知症の人との接し方について理解を深めることで、自分自身や家族、身近な人が認知症になったとしても、自らの望む暮らしを続ける準備ができます。さらに、市民、事業者等日常生活で関わる全ての人が、支え合いの心を持って認知症の人やその支援者に寄り添うことで、慣れ親しんだ自分たちのまちでの暮らしが、希望と尊厳のある豊かなものになります。

本市は、平成28年に、認知症の人やその家族が自分らしく、安心して暮らし続けられるまちを目指すことを理念として「認知症1万人時代に備えるまち やまと」を宣言し、認知症の人が安心して日々の生活を送るための個人賠償責任保険事業の導入、総合相談窓口の設置、発症及び症状進行の予防に関する取組等、様々な認知症施策を推進してきました。

認知症を取り巻く環境が日々変化する中、本市は、この宣言に込めた理念をさらに発展させ、地域全体で認知症の人やその家族等と価値観や体験を共有しながら、誰もが自らに関わることとして認知症を理解し、それぞれの望む暮らしを続けられる、認知症とともに歩むまちを一丸となって目指すため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、認知症施策に関する基本理念及び基本的事項を定めることにより、認知症施策の総合的な推進を図り、もって認知症の人及びその家族等の望む、希望と尊厳のある心豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 保健医療等サービス事業者 市内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者をいう。
- (6) 基盤サービス事業者 市内において日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（保健医療等サービス事業者を除く。）をいう。
- (7) 関係機関 市内において認知症の人の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

（基本理念）

第3条 認知症施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族等の意向の尊重に配慮して行われること。
- (2) 認知症に関する市民の理解が深められ、認知症の人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるとともに、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ人々と共生することを旨とすること。
- (3) 認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その意向を十分に尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること。
- (4) 認知症の人に対する支援のみならず、その家族等に対する必要な支援が行われること。
- (5) 医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等の関連分野における総合的な取組として行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症が誰もが関わり得るものであることを認識し、認知症に関する正しい知識を得ることが認知症の人及びその家族等への支援並びに自身の将来への備えにつながることを踏まえ、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する認知症施策に協力するよう努めるとともに、認知症の人又はその家族等に接するときは、自身の生活に支障のない範囲内において、その意向を尊重するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する認知症施策に協力するよう努めるとともに、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人及びその家族等の就労又はその継続について配慮するよう努めるものとする。

(認知症の人の生活に特に関わる事業者の責務)

第7条 保健医療等サービス事業者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう、適切に配慮し、及び情報提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供しなければならない。

2 基盤サービス事業者は、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、市が実施する認知症施策に協力するとともに、連携して認知症の人及びその家族等に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、その専門性を活かし、地域に向けた認知症の理解促進、普及啓発等に関する活動を行うよう努めるものとする。

(認知症施策に関する基本的事項)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、認知症に関する次に掲げる施策を実施する。

- (1) 認知症に関する普及啓発及び学習機会の確保
- (2) 認知症の人及びその家族等への相談支援
- (3) 認知症の人の外出及び社会参加の支援

- (4) 発症及び症状進行の予防に関する施策
- (5) 認知症に関する地域づくり及び官民連携の施策
- (6) 認知症の人による発信及び参画の機会の確保
- (7) その他市長が必要があると認める施策

2 市は、前項の施策を実施するに当たり、認知症の人及びその家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。